

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	国道一号线アワシジュのための橋架け替え計画(詳細設計)の贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	国道一号线アワシジュ橋架け替え計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	45,000千円 H25.10.31まで	H23.3.8 アダイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオ ピア大使 アーマド・ シザ財務・経済開発担当 国務大臣	H23.3.24 89号
エチオピア	国道一号线アワシジュ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	国道一号线アワシジュ橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,201,000千円 H28.12.31まで	H23.6.9 アダイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオ ピア大使 スフイアソ ・アーマド財務・経済開 発大臣	H23.6.20 214号
エチオピア	アムハラ州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	アムハラ州中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,208,000千円 H24.6.30まで	H23.6.9 アダイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオ ピア大使 スフイアソ ・アーマド財務・経済開 発大臣	H23.6.22 216号
エチオピア	第四次幹線道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	第四次幹線道路改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,158,000千円 H28.12.31まで	H23.6.9 アダイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオ ピア大使 スフイアソ ・アーマド財務・経済開 発大臣	H23.6.22 217号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4)告示番号は、広報における外務省告示番号をいう。